

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第 78 号の 2

令和 8 年度の乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関税  
割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）  
第 6 条の規定に基づき、ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち  
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの（以下「乳幼児用調  
製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等」という。）の関税割当てに関する事項を下記  
のように定めます。

令和 8 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等（関税暫  
定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0404.10 号及び第 0404.90  
号に規定するもの）
- 2 割当数量 25,000 トン
- 3 通関期限 令和 9 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要  
な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 8 年度の乳幼児用  
調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関税割当てについて（令和 8 年 3 月 11  
日付け 7 輸国第 4686 号関税割当公表第 78 号）によるものとする。